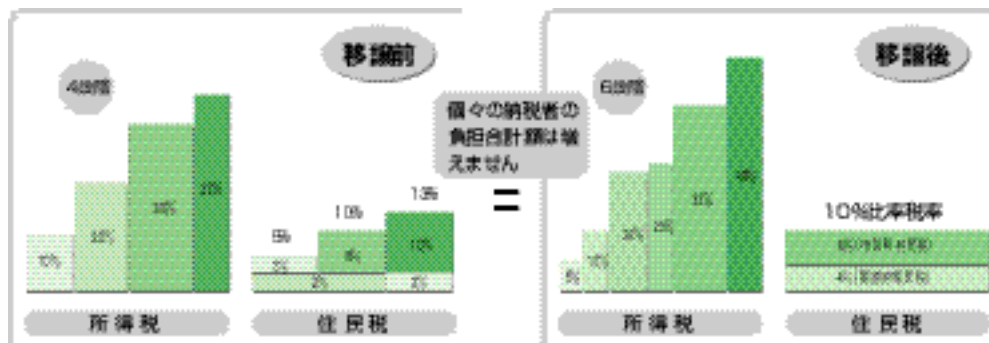


平成19年度から 住民税が 変わります



税源移譲により、住民税が増えても所得税が減るため、納税者の皆さんの住民税と所得税を合わせた全体の負担は増えません。
これは、税源移譲は、あくまでも国から地方への税源の移し替えですので、住民税所得割10%比例税率に

税源移譲によって 税負担は 増える？ 減る？



税源移譲による税負担は増えません

また、人的控除、扶養控除などの差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置によって、税源移譲の前で「住民税+所得税」の納税者の負担は増えません。

*表 住民税

平成18年度分		
課税総所得	税率	速算控除
200万円以下	5%	0円
200万円超～700万円以下	10%	100,000円
700万円超	13%	310,000円

平成19年度分		
課税総所得	税率	速算控除
200万円以下	—	—
200万円超～700万円以下	10%	—
700万円超	—	—

*表 所得税

平成18年分		
課税総所得	税率	速算控除
330万円以下	10%	0円
330万円超え900万円以下	20%	330,000円
900万円超え1,800万円以下	30%	1,230,000円
1,800万円超え	37%	2,490,000円

平成19年分		
課税総所得	税率	速算控除
195万円以下	5%	0円
195万円超え330万円以下	10%	97,500円
330万円超え695万円以下	20%	427,500円
695万円超え900万円以下	23%	636,000円
900万円超え1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超え	40%	2,796,000円

【具体例】 年金所得者（本人65歳以上+配偶者）の場合

年金収入	税源移譲前（単位：円）			税源移譲後（単位：円）			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	81,500	45,700	127,200	40,700	86,500	127,200	0円
500万円	233,000	143,000	376,000	135,500	240,500	376,000	0円

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。上記は税源移譲による負担変動を示すものであり、定率減税前の金額で比較しています。平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があるにご留意ください。

【計算例】 年収300万円の年金所得者（本人65歳以上+配偶者）の場合

	所得	社会保険料	配偶者控除	基礎控除	課税所得	税率	速算控除	税額	調整控除	控除後税額	合計	
												税源移譲前（単位：円）
税源移譲前（単位：円）	所得税	1,800,000	225,000	380,000	380,000	815,000	10%	0	81,500	—	81,500	127,200
	住民税	1,800,000	225,000	330,000	330,000	915,000	5%	0	45,700	—	45,700	
税源移譲後（単位：円）	所得税	1,800,000	225,000	380,000	380,000	815,000	5%	0	40,700	—	40,700	127,200
	住民税	1,800,000	225,000	330,000	330,000	915,000	10%	—	91,500	5,000	86,500	

【計算式】 = -(+ +) = × - = -

「税源移譲」の影響が出るのはいつからですか？

所得税と住民税の納付方法により次のように違います。
 《所得税》
 給与所得のかた
 平成十九年一月の天引き分から。
 年金所得のかた
 平成十九年一月以降の支給月分から。
 事業所得のかた
 平成二十年三月の確定申告から。
 《住民税》
 すべてのかた
 平成十九年六月から。



給与所得者



【具体例】 給与所得者（夫婦+子ども2人）の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）			税源移譲後（単位：円）			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0円

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。上記は税源移譲による負担変動を示すものであり、定率減税前の金額で比較しています。平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があるにご留意ください。

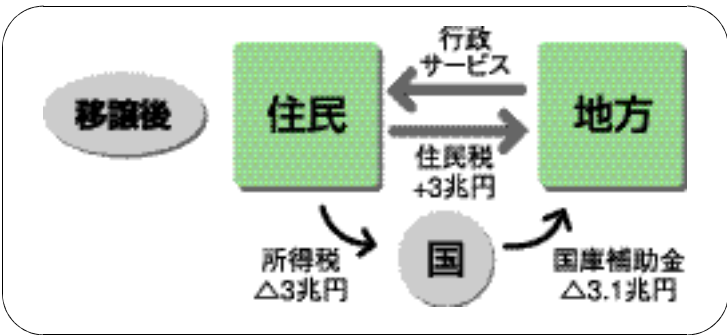
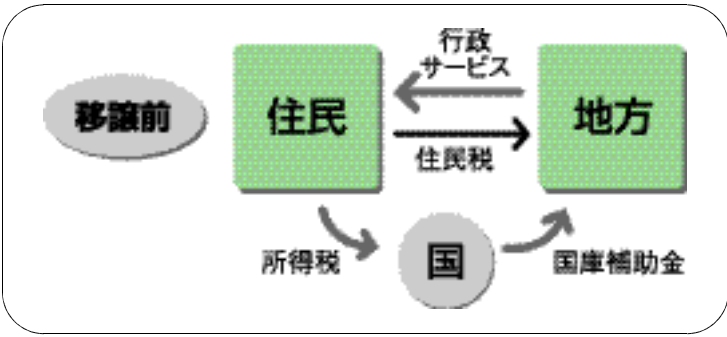
【計算例】 年収500万円の給与所得者（夫婦+子ども2人）の場合

	所得	社会保険料	配偶者控除	特定扶養控除	一般扶養控除	基礎控除	課税所得	税率	速算控除	税額	調整控除	控除後税額	合計
税源移譲前（単位：円）	所得税	3,460,000	500,000	380,000	630,000	380,000	1,190,000	10%	0	119,000	—	119,000	195,000
	住民税	3,460,000	500,000	330,000	450,000	330,000	1,520,000	5%	0	76,000	—	76,000	
税源移譲後（単位：円）	所得税	3,460,000	500,000	380,000	630,000	380,000	1,190,000	5%	0	59,500	—	59,500	195,000
	住民税	3,460,000	500,000	330,000	450,000	330,000	1,520,000	10%	—	152,000	16,500	135,500	

【計算式】 = -(+ + + +) = × - = -

発行/
芦屋市役所
TEL. 0797 31 2121
〒659 8501兵庫県芦屋市精道町7番6号

問い合わせ
課税課市民税担当 ☎38-2016



額

平成十九年度に、身近な行政サービスが効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われます。

地方団体は、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行政システムは、必ずしも自主性が高いとはいえません。

このため、「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体の改革によって、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民に

とって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、税源移譲に結びつく国庫補助金の改革額三・一兆円を削減するとともに、国税から地方税へ、税そのものの形で三兆円の税源移譲をすることになりました。

なお、国庫補助金の改革額との差額(〇・一兆円)は、地方団体の財政運営に支障が生じないように措置が講じられます。

国から地方への税源移譲が行われます

平成19年度から 住民税が変わります

市や県などの地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために、三位一体の改革が進められてきました。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ三兆円の税源移譲が行われます。この税源移譲によって、皆さんに納めていただいている住民税(市県民税)が平成十九年度(平成十九年六月徴収分)から大きく変わります。

また、これに先立ち、給与所得のかたは平成十九年一月の天引き分から、年金所得のかたは平成十九年一月以降の支給月分から、所得税がそれぞれ変わります。

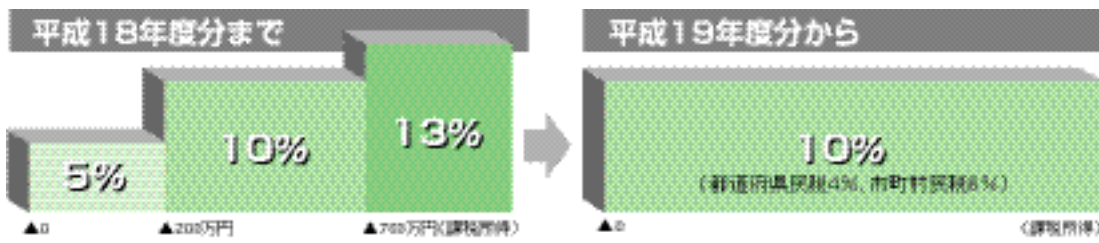
■住民税所得割の 税率が10%に 統一されます

平成十九年度から、住民税所得割の税率が、10%に統一されます。

住民税所得割の税率は、従来課税所得に応じた三段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。

これに伴い、山林所得や退職所得の税率も、10%になります。

なお、平均課税(変動所得・臨時所得)は廃止になります。



平成19年度のその他の変更点

税源移譲以外の次の2つの変更点により、住民税が増えることとなります

定率減税(定率による税額控除)が廃止されます

定率減税は、住民税所得割額を下表の割合で一定額減額するものです。

例えば、平成18年度であれば住民税所得割額が100,000円の場合、この定率減税により、7,500円減税され92,500円となります。

この減税については、平成19年度から廃止されるため、住民税所得割額が最高20,000円増えることとなります。



平成17年度	平成18年度	平成19年度
所得割額の15%を控除(上限4万円)	所得割額の7.5%を控除(上限2万円)	廃止

65歳以上のかたの非課税措置の段階的廃止

(平成18年度から継続)

平成17年度までは、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下のかたは非課税でしたが、平成18年度の改正により廃止となりました。この経過措置として、平成17年1月1日に65歳に達していたかた(昭和15年1月2日以前生まれのかた)で前年の合計所得金額が125万円以下のかたは、税額を平成18年度は3分の2を減額しています。平成19年度は3分の1を減額し、20年度は全額課税となります。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
非課税	(所得割+均等割*)の2/3を減額	(所得割+均等割*)の1/3を減額	全額課税

*均等割の減額に県民緑税(800円)は含まれません。

平成17年1月1日に65歳に達していたかた(昭和15年1月2日以前生まれのかた)で合計所得金額が125万円を超え、158万円以下の場合は、期限までに申請いただくことにより、住民税を減免することができる場合がありますのでお問い合わせください。